

Pocket

つなぐ
ささえる
まもる

Take free vol.16
2024年3月発行

ソーシャルワーカーは港に似ているかもしれない。受け入れて、繋ぐ。嵐がきても、きっと、大丈夫。



兵庫県社会福祉士会です。

あなたや家族の方が
生活の中で困ったことがあった時に、
お話をよくうかがって、
最も適したサービスに「つなぎ」、
生活を「ささえる」チカラになることが、
私たち社会福祉士の仕事です。
また、高齢の方や障害のある方を
「まもる」ため、
地域の自治体や弁護士などの
専門職と連携し、虐待防止にも
積極的に取り組んでいます。



特集

「たようせい」って
なんだろう？

多
様性
って、
何？

インタビュー

4 ページ 社会福祉士・JICA 関西 国際協力推進員の村松紀子さん
「違いを楽しんで 外国人も暮らしやすい社会に」



6 ページ [コラム]
多様性に伴う課題に取り組む
社会福祉士

7 ページ [インタビュー]
兵庫県ヤングケアラー・
若者ケアラー相談窓口
支援の実情や課題



DIVERSITY

BACKGROUND

多様性とは『異なる個性を持つ人が、集団の中にもともに存在すること』を意味しています。

人には、生まれながらに持っている個性や、環境に影響を受け変化する個性があります。

具体的には、性別・年齢・人種・身分制度・国籍・宗教・障害の有無・性的指向・外見・趣味・価値観・文化的思考などがあります。

なかには、他者に理解されにくく、差別・抑圧の対象になることもあります。

多様性を認めるために、私たちができることは？
多様性を認めるとは、異なる個性を受け入れるということから始まります。受け入れるためには異なった個性の理解を深める必要があります。

多様性に向き合うときに、私たちは「無意識の偏見」を持っていることを意識しなければなりません。「無意識の偏見」とは物の見方や捉え方が自分でも気付かないうちに偏り、思い込んでしまうことです。つまり、お互いに個性を知ることが必要です。

多様性を認めるために、存在を否定せず、お互いに一歩ずつ、歩み寄ってみましょう。

私たち、「社会福祉士会」はこの広報誌「Pocket」を通して、誰もが安心して暮らすために、多様性を尊重することの大切さをお伝えしたいのです。多様性を認め合うことで、これまで社会のなかで生きづらさを感じていた人たちも、安心して暮らせるようになるでしょう。

誰もが安心して暮らせる社会が必要です。
「自分らしく生きやすい社会」をめざしましょう。

多様性って、何？

たようせいってなに？



最近、TVの情報やSNSなどで「多様性やジェンダー」というコメントを見るなど多様性の話題に触れる機会が増えてきました。生活の中でも「近くのコンビニエンスストアで外国の方が働いていて驚いた」なんてことが日常となっていますね。

さらに、学校教育では、「制服を男性女性に分けることなく個人の判断で選択して着用してよい」という学校も現れるようになってきました。

では、多様性って何でしょうか？

多様性って、何?



「違いを楽しんで 外国人も暮らしやすい社会に」 社会福祉士・JICA 関西国際協力推進員の村松紀子さん

—どんな活動をされているのでしょうか?

自治体国際化協会のアドバイザーとして全国の自治体の外国人相談窓口に助言をしたり、外国人にわかりやすく伝える「やさしい日本語」講座の講師をしたりしています。また、在住外国人が行政窓口や医療機関を訪れる際の「コミュニケーション」や「医療通訳」を担い、その通訳者の育成にも携わっています。JICAでは「多文化共生」分野の担当をしています。

—外国人の支援に関わるきっかけは?

1988年にJICAの青年海外協力隊に参加し、スペイン語圏の南米・パラグアイに派遣されました。日系人も大勢暮らしている。今も活動を続けています。

—どうして社会福祉士に?

家族の誰かが病気になる、生活困窮に陥ったり家庭不和になったりします。相談内容も複雑になってきて、福祉につなぐ必要が出てきました。外国人の生活相談って、言葉さえ話せば誰にでもできると思われがちなんです。「井戸端会議の延長でしょ?」みたいな。決してそんなことはない。私は福祉の専門家として

国です。野菜栽培に3年余り従事し、帰国して周りを見渡すと、スペイン語での相談先も支援者もまだまだ少ないことに気づいた。それなら私が相談員をしよう、と。海外から遠路はるばるやって来た人たちの役に立ちたいと思いました。昨春までの30年間は、兵庫県国際交流協会でスペイン語の生活相談員を務めていました。

—どんな相談が多いのでしょうか?

1995年の阪神・淡路大震災の後、相談がグッと増えました。最初はお金をめぐる話が多くて。専門知識が必要だと思い、ファイナンシャルプランナーの資格を取って税金や社会保険の相談にも乗るようになりました。数年後には震災後のストレスからくる病気が増

て外国人の相談を受けた、対応の質を上げたいと思い、2013年に社会福祉士の資格を取りました。外国人も暮らしやすい社会に変えたい。支援の理論を学び、社会に働きかけていく「ソーシャルアクション」を強く意識するようになりました。相談者の「自己決定」も一層大切にしています。

—通訳の現場では、さまざまな葛藤もありそうです。

医療通訳を始めた際にまず感じたのは、「子どもたちに通訳をさせない方がいい」ということでした。親は自分の子どもなら通訳費も無料だし、秘密も守ってくれるから安心だと言う。でも、子どもが

「多様性」をめぐるテーマの一つとして「在住外国人」を取り巻く状況にスポットを当てようと、社会福祉士の村松紀子(むらまつ・のりこ)さんに話をうかがいました。

村松さんは兵庫県内で暮らす在住外国人を長年にわたって支援し、昨春からは神戸市にあるJICA関西(国際協力機構関西センター)の国際協力推進員も務めています。



社会福祉士でJICA関西の国際協力推進員の村松紀子さん(右)と、JICAのインターンシップ(就業体験)に参加していた関西学院大学大学院・人間福祉研究科の坂本和泉さん。坂本さんは「学ぶうちに、労働や女性をめぐる課題は世界共通だと知りました。福祉分野と国際分野は密接につながっていると感じます」と話してくれました。



通訳をした結果、父親にがんの告知をしたり、「僕は足を切断することになったよ」と母親に伝えたり、2万円と2000円の訳を間違えて親に激怒されたりといったことが実際に起きています。両親の離婚調停の通訳をしたケースもあると聞きました。精神的な負担が大きすぎます。

医療や行政・司法機関は「子どもに通訳をさせちゃいけない」と、どうして判断できないのかな、と。海外には子どもにもコミュニケーション通訳をさせてはならないとしている国もある。日本でもこのような通訳は第三者の大人が担うべきです。権利として、制度として確立する必要があります。

—私たちは、日本で暮らす外国人にどのように接していけばいいのでしょうか?

在留外国人の数は2022年末の時点で307万人余りとなり、初めて300万人を超えました。都道府県単位の人口に例えると、10位の静岡県は365万人に次ぐ規模。もうマイノリティーとは呼べないレベルです。でも、日本人たちからは、まだ見えにくい存在なんじゃないかな。ご近所トラブルの通訳をするときよく、「郷に入っては郷に従えましょう?」と言われる。日本語を話

せたり、日本人っぽい振る舞いをしたりするのなら、仲間として受け入れるけど、と。「共生」よりも「同化」を求める声が強強い。もちろん日本にも良い部分はいっぱいあります。日本にやってくる外国人には、ただでさえ言葉の壁、文化の壁、制度の壁が立ち回っていて。大抵は、日本社会に溶け込もうと頑張っています。日本食を食べたり、電車に乗る時にはきちんと並んだり。でも、宗教的なことなど、変えられない文化や慣習もある。

—村松さんが考える多様性とは?

スペイン語の生活相談員をしていた時は、いつも怒っていたような気がします。ちゃんと届かない支援、理不尽な制度の壁、人の尊厳に對しての線引き……。多様性って、そんなに特別な言葉じゃないと思うんです。外国人も含めて地域に暮らす人たちが「私はこうしたい」と素直に言えて、それぞれの持ち味を生かして、できることに取り組んでいく。みんなが認め合える、そんな社会のことなんじゃないでしょうか。



■ JICAプラザ関西

JICA関西の1階にあり、誰でも立ち寄れる「国際協力・開発教育の情報発信基地」として、国際協力やSDGs(持続可能な開発目標)に関する情報を一体的に発信しています。JICAの事業や世界各国の民族衣装・民芸品を紹介する「広報展示室」や、エスニック料理が気軽に味わえる「JICA関西食堂」などがあります。ぜひ一度、足を運んでみてはいかがでしょうか。

住所:神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口



兵庫県が2022年6月1日に
兵庫県社会福祉士会内に相談窓口を開設し、1年以上が経過しました。
前号^{*1}では、開設までの経緯や相談対応などについて報告しましたが、
今号ではヤングケアラー支援の実情や課題についてうかがいました。

Q 1年が経過し、新たに増えてきたことなどはありますか？
A ヤングケアラーと言っても、家庭環境は様々です。それでも、一定の類型化ができたのだろうか、と相談内容を分析しましたが、いくつもの要因が重なり、問題が複雑化しているということ、単純に類型化はできないのだということが、改めてわかりました。だからこそ、支援者はいっも新たな視点を求められ、対応に苦慮する時も、相談員同士が相談しあいながら、時には他機関にも相談しながら取り組むようにしています。

Q 相談員同士の相談は、どのようにしているのですか？
A LINEで相談があった場合などは、文字情報のみやり取りになりますので、ニュアンスがうまく伝わらなかったり、誤解を招く表記になっていたりしないかなど、

返答の一言一句に気を遣うので、この返事でおかしくないか、という確認や、急ぎの相談でなければ、グループウェア²やオンラインミーティングを活用して行っています。

Q 今更の質問ですが、ヤングケアラーと若者ケアラーはどう違うのですか？
A ヤングと若者の違いは何か、という難しいですが…。ヤングケアラーの法的な定義はないものの、一般的には18歳未満の子を指しています。18歳から成人になったとはいえ、進学・就職・結婚など様々なライフイベントがある時期にケアラーの状態だと、そういったことを諦めざるを得ないということもあります。そのため、兵庫県では18歳以上30歳前半までを若者ケアラーとして、支援の対象としています。

Q 現在感じているヤングケアラー支援の課題を教えてください。
A 小中学生でケアラーになる子も少なくないですが、18歳を過ぎると児童福祉サービスが利用できるなど、ケアラー自身の活用できる支援が少なくなりつつあります。そのため、早い段階で支援につながる、緩やかにでも見守り体制を築いていく必要があります。

*1 前号(Pocket Vol.15)は兵庫県社会福祉士会のホームページ・発行物のページから確認できます。
*2 グループウェアとは、組織内の情報共有やコミュニケーションを円滑にし、共同作業を行うことができるソフトウェアのこと。



グローバル化により、世界の課題は地域や日本社会の課題となつて顕在化しており、世界各地の社会問題にはテーマや構造に共通性が見られます。たとえば、災害、人口移動、経済格差と貧困などです。その中には、多様性が尊重されないことによる人権の抑圧があります。

私たち社会福祉士が展開するソーシャルワークの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えないこと、多様性の尊重、人権と社会正義の支持です。

また、国際ソーシャルワーカー連盟で採択された、全世界で共通の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」には、次の一文があります。

「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中心をなす。」

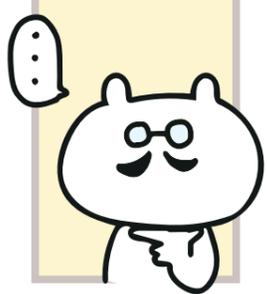
これは、私たちの実践において、人種、階級、言語、宗教、ジェンダー、障害、文化、性的指向などの要因による差別や抑圧の原因を探ることが求められます。そして、差別や抑圧の存在をおかしいと感じることや、構造的・個人的障壁の問題に取り組むことは、人々のエンパワメントと解放をめざすソーシャルワーク実践の中心をなします。

日本のソーシャルワークにおいては、日本に住むすべての人が、健康で文化的な最低限度の生活を営む

ことができる権利を実現し、差別や抑圧があるという歴史を認識し、多様な文化を尊重した実践を展開することが求められています。

人権を尊重し、年齢、性、障害の有無、宗教、国籍などに関わらず、生活課題を有する人々がつながりを実感することのできる社会への変革と社会包摂の実現に向けて、関連する人々や組織と協働することで平和を希求するのが、私たち社会福祉士の責務です。

私たち社会福祉士は「多様性」について理解を深め、すべての人々がかけがえのない存在として尊重される社会であることをめざします。



多様性に伴う課題に取り組む社会福祉士

社会福祉士のお仕事 vol.7 医療ソーシャルワーカーの皆さん(病院勤務)

患者や家族から相談を受ける

治療内容、医療費

1

院内・外の関係者との話し合い

チーム医療、多職種連携して患者、家族を支えます。

ご本人の希望は…

2

退院後、自宅で生活できるか 確認・調整

福祉用具や住宅改修、介護サービスの利用等 必要に応じてご提案します

安心!

3

4 退院先の調整

病状、ご希望にそって 転院や施設入所の調整を行います。

皆さん： 病気やけがをすると様々な不安や心配事がでてきます。そんな時の強い味方になります！

編集後記

人間は一人ひとり違うのは当たり前
顔も心もそれぞれ違う
異性愛の人、同性愛の人、その他・・・
いろいろな性の人がいることを
お互いに認め合い、尊重しあうことが出来たら
多様性のある社会を実現できる。
いろいろな考え方の人がいることを
お互いに認め合い、尊重しあうことが出来たら
争いのない世界を実現できる。
そう信じたい
不穏な時代を生きていて思います。(広報委員会・清水敦子)

事業活動

- ・社会福祉に関する情報提供及び相談事業
- ・権利擁護に関する相談事業
- ・成年後見・後見監督に関する事業
- ・社会福祉士等の養成支援に関する事業
- ・地域包括支援センターへの支援に関する事業
- ・社会福祉従事者研修に関する事業
- ・生活困窮者支援に関する事業
- ・高齢者虐待・障害者虐待防止等に関する事業
- ・児童虐待防止・子育て支援等子ども家庭支援に関する事業
- ・福祉サービスの質の向上のための評価に関する事業
- ・社会福祉及び社会福祉士に関する調査研究事業
- ・県・市町の福祉計画への参画・提言
- ・その他、この法人の目的を達成するために必要な事業



この一枚 「姫路城のライトアップ」

撮影：福田崇徳



姫路城の「ゼロカーボンキャッスル」の取り組みでLED照明を駆使しています。季節や福祉・医療に関する啓発デーには、様々な色が設定されており、白漆喰の城壁がより美しく、多彩な色で彩られます。



うすき行政書士事務所

(うすき社会福祉士事務所併設)

- いずれかに当てはまる方は
是非一度お問い合わせください！
- 福祉サービス事業所を立ち上げたい
 - 新しく会社やNPOを興したい
 - 認定NPO等の準備を考えている
 - 社会福祉法人の運営支援をしてほしい
 - 遺言書、遺産分割、相続手続きに悩んでいる

うすき行政書士・社会福祉士事務所 (大口事務所 併設)
兵庫県西宮市本町7番15号 (西宮えびす神社そば)



お電話はこちら！
0798-34-3999

☎090-9264-7594
sp8c6h89@aurora.ocn.ne.jp

